

No.	区分	質問	回答
	島根県独自施策	地域限定クーポン「しまねっこクーポン」の上乗せについて、教えてください。 (11月18日 追加)	しまね旅キャンペーン事務局で承認する、「 <u>日帰り旅行商品（マイカープラン等）</u> 」について、12月3日（土）より、 <u>休日の「しまねっこクーポン</u> 」を上乗せして旅行者に配布します。 〔配布枚数〕 3枚 （3,000円分、通常分1枚+上乗せ分2枚）※割引前5,000円/人以上が対象 詳しくは、しまね旅キャンペーン〈旅行事業者用取扱マニュアル〉をご覧ください。
1	総論・制度概要	「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンとは何ですか？	「全国を対象とした観光需要喚起策」で島根県が実施する事業です。
2	総論・制度概要	申請手を教えてください。	島根県は旅行事業者の販売補助金申請等の事務の一部を全国旅行支援統一窓口へ委託しています。詳しい申請手続きは統一窓口へお問合せください。 また、統一窓口HPにも旅行事業者用取扱マニュアル及びFAQが掲載されていますので、ご確認ください。 【統一窓口HP】 https://biz.tm.jata-net.or.jp/ なお、日帰り旅行商品（マイカープラン等）については、しまね旅キャンペーン事務局で行いますので、旅行事業者用取扱マニュアルをご確認ください。
3	総論・制度概要	販売補助額はどのようになっていますか？	催行人数あたりの販売補助額は以下のとおりです。 ・旅行代金への販売補助金：旅行代金の40% ただし、次の上限額までの補助となります。 ①宿泊を伴う旅行商品：上限5,000円/人・泊 ②宿泊を伴う旅行商品（交通付）：上限8,000円/人・泊 ③日帰り旅行商品：上限5,000円/人
4	総論・制度概要	事業全体の補助金額の上限はどのようになっていますか？	予算の範囲内で交付します。なお、予算がなくなり次第、または感染状況により中止になる場合があります。
5	総論・制度概要	キャンペーン停止となった場合、発生したキャンセル料は助成制度の対象となりますか？	キャンペーン停止時の県によるキャンセル料の補填は行いません。
6	総論・制度概要	対象となる催行期間はどのようになっていますか？	令和4年10月11日（火）～ <u>令和4年12月27日（火）</u> の予定です。
7	総論・制度概要	旅行代金の表示はどのようにすればいいですか？	本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることをお客様が明確に理解できるようにしてください。
8	総論・制度概要	他の補助金等を組み合わせて使うことができますか？	島根県、（公社）島根県観光連盟及び石見観光振興協議会等が実施する他の補助金等とは、原則として併用できません。 市町村等が実施する補助金等については、しまね旅キャンペーンの補助制度適用後に補助制度を利用することはできません。
9	総論・制度概要	各種割引の併用ができますか？	市町村等の独自の支援制度（金券付与など）は、本事業の割引適用前に相当分の金額を除算してください。旅行代金からあらかじめ市町村等独自の割引を除いた上で、補助金額を算出してください。 例）旅行代金10,000円 市町村等独自の割引1,000円の場合 10,000円－1,000円＝9,000円 補助金額は、9,000円×40%＝3,600円 （別途しまねっこクーポン付与：平日3,000円、休日1,000円）
10	総論・制度概要	県内の着地型商品を使用する場合、複数回キャンペーンを利用することはできますか？	別々の旅行商品を使用するのであれば、複数回キャンペーンの適用を受けても問題ありません。
11	総論・制度概要	会社名義での領収書の発行はできますか？	本事業は、日本国内に居住する旅行者(個人)を対象としているため、個人名義での領収書の発行しかできません。
12	総論・制度概要	外国人の利用はできますか？	日本国内居住者であれば、外国人でも利用可能です。 そのため、観光・ビジネス目的などの短期滞在となる在外の外国人は対象外です。一方、技能実習生などの在外の外国人については、在留許可証など公的な書類によって日本での居住予定が明らかであれば、利用可能です。
13	日帰り旅行商品（マイカープラン等）	日帰り旅行商品（マイカープラン等）とは何ですか？	全国旅行支援統一窓口が取り扱う日帰り旅行商品の対象外である、マイカー等を移動手段として利用する募集型旅行商品を「日帰り旅行商品（マイカープラン等）」として、条件を満たした事業者の商品に限り、しまね旅キャンペーン事務局で取り扱います。手続きの方法等は、「しまね旅キャンペーン」ホームページに掲載している旅行事業者用取扱マニュアルをご覧ください。
14	日帰り旅行商品（マイカープラン等）	日帰り旅行商品（マイカープラン等）の対象となるのはどのような事業者ですか？	次の条件Aの①、②のいずれかを満たし、かつ、条件Bの③、④のいずれかを満たした事業者となります。（県内事業者の着地型旅行商品造成支援として実施するものです。） 【条件A】 ①島根県内に本店又は営業所等のある旅行事業者 ②県が特別に認めた島根県外に本店又は営業所等のある旅行事業者 【条件B】 ③統一窓口で島根県分の参画登録申請をし、参画承認を得ていること。 ④しまね旅事務局に参画登録申請をし、参画承認を得ていること。

No.	区分	質問	回答
15	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	日帰り旅行商品(マイカープラン等)対象となる要件はどのようになっていますか？	旅行形態は、島根県内を目的地とした募集型企画旅行のうち、「統一ルールに定める日帰り旅行商品(※1)」以外の「日帰り旅行商品(マイカープラン等)」で以下の条件を満たすものです。 ・島根県内の観光地、観光施設等を2か所以上めぐること。 ・1ヶ所以上は県内の有料施設(体験、食事含む)を含むこと。 旅行人数は、1名以上です。乗務員および添乗員は含みません。
16	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	補助の旅行先は島根県内のみが対象ですか？	旅程に県外を含んでも構いませんが、交付要件のとおり、必ず島根県内の観光地、観光施設等を2か所以上めぐり、1ヶ所以上は県内の有料施設(体験、食事含む)を含む必要があります。
17	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	事前申請はいつまでにすればいいですか？	催行日の1週間前までに実施計画書、行程、募集チラシ等の割引前後の料金がわかるものをしまね旅キャンペーン事務局までご提出ください。
18	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	交付申請はいつまでにすればいいですか？	提出期限までに交付申請書兼実績報告書等を事務局までご提出ください。提出期限は旅行事業者用取扱マニュアルで定める期間内をお願いします。
19	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	県内観光地・観光施設等とは何ですか？	(1)「観光施設等」とは、入場または乗車(乗船)等をして、観覧、お土産の購入、飲食、サービスの受給等ができる施設をいう。(有料・無料を問わない) (2)ガイドや体験ツアー等については1ヶ所として数えることができる。 (3)観光地(例：出雲大社～神門通り、松江城山公園、石見銀山等)において、特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合も観光地として認める。 ①自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること。 ②旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること。 (4)道の駅等も観光地として認めるが、単なるトイレ休憩等を目的とした立ち寄り施設として数えることはできない。 (5)レンタカー等が単なる移動手段であると認められる場合は、「観光施設等」として数えることはできない。
20	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	有料施設とは何ですか？	(1)入場料・乗車(乗船)料などが発生する施設(乗り物は観光周遊バス等の観光目的に限る) (2)ガイドや体験ツアーのうちサービス受給に料金が発生するもの (3)飲食店など有料で飲食が発生する施設 (4)有料の宿泊施設
21	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	現地集合、現地解散の場合も県内観光地を2か所以上の立ち寄りが必要ですか？	必要です。 また、有料施設(体験、食事を含む)を1ヶ所以上含む必要があります。
22	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	ハイキングが目的の日帰り旅行など、旅行目的地に有料観光施設がない場合も補助の対象にならないのですか？	条件としては、島根県内の観光地・観光施設等を2ヶ所以上めぐること、1ヶ所以上は県内の観光施設(体験、食事含む)を含むことです。
23	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	旅行目的地に観光施設等がない場合はどうなりますか？	条件としては、島根県内の観光地・観光施設等を2ヶ所以上めぐることとなっていますので、補助の対象にはなりません。
24	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	ガソリン券やお土産購入券等が含まれる旅行商品を販売した場合、その費用も助成対象となりますか？	金券等にかかる費用は、助成対象外です。 (金券とは、QUOカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券、旅行券や店舗が独自に発行する商品券等など、換金目的または換金性の高いもの等が該当します。)
25	日帰り旅行商品 (マイカープラン等)	実施計画の変更について教えてください。	しまね旅キャンペーン対象旅行商品として認定済の実施計画について、催行日・料金・行程等の記載事項に変更が発生した場合には、修正後の実施計画書を提出してください。 提出の場合は、すでに認定済みである旨をお知らせください。
26	ワクチン	接種証明はどのようなものが必要ですか？	次のいずれかの有効な証明書等の提示が必要です。 ①予防接種済証等。ワクチンを3回以上接種したことが分かる書類 ②検査結果通知書。PCR検査・抗原定量検査は検体採取日から3日以内、抗原定性検査は検体採取日から1日以内が有効期間となります。
27	ワクチン	島根県民の接種証明は何回ですか？	島根県民に限り、2回接種又は陰性証明書等の提示で割引対象となります。なお、3回目接種の通知書の提示でも対象となります。
28	ワクチン	接種証明はどこで確認すればいいですか？	商品造成時に確認していただく場所を指定してください。
29	ワクチン	接種証明の確認はいつしたらいいですか？	催行前までに確認してください。
30	ワクチン	お客様が接種証明を忘れた場合はどうなりますか？	対象にはなりません。
31	ワクチン	グループ内の一部の方がワクチン証明を持っておられない、または基準を満たさない場合の対応を教えてください。	基準を満たしていない方が対象外となります。
32	ワクチン	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等の確認は本書で確認したらいいですか。また、証明書等の写しが必要ですか？	証明書等の画像や写しでも確認可能です。目視確認により写しの提出は不要です。

No.	区分	質問	回答
33	ワクチン	同居の親等いずれもワクチン接種証明書・検査結果通知書等の提示がない場合、12歳未満の方はキャンペーンが適用されませんか？	同居の親等の同伴者のいずれか1名のみワクチン接種証明書・検査結果通知書等の提示があれば、12歳未満の方はキャンペーンの適用となります。 なお、この場合、同居の親等の同伴者（12歳以上）のワクチン証明証明書・検査結果通知書等の提示のない方は、キャンペーンの適用外となります。 また、公費利用の旅行者に12歳未満の方が同伴する場合、公費利用の旅行者は割引適用外となりますが、12歳未満の方がワクチン証明証明書・検査結果通知書等の提示があった場合はキャンペーンの適用となります。 なお、本人確認ができる身分証は、12歳未満の方も必要です。
34	感染症対策	旅行当日に旅行者が新型コロナウイルス陽性者となり、キャンセルになった場合はどうなりますか？	キャンセルが行われた旅行商品については補助の対象外となります。 取消料については各旅行事業者の規定に沿ってご対応ください。 感染を理由とした特例は本事業にはありません。
35	感染症対策	新型コロナウイルス感染症対策はどのようにすればいいですか？	関係業界のガイドラインに基づき適切な対応をしてください。また、保健所からの調査、指導等があった場合には全面的に協力してください。
36	しまねっこクーポン	クーポンの配布期間はいつまでですか？	本事業の対象催行期間と同じ期間となります。
37	しまねっこクーポン	クーポンが利用できる期間はどのようになりますか？	出発日から帰着日までの旅行期間中です。
38	しまねっこクーポン	クーポンの額と配布枚数はどのようになりますか？	○1人あたりの旅行料金（割引前） 平日 5,000円以上 クーポン枚数 1,000円券 3枚（3,000円分配布） 休日 2,000円以上 クーポン枚数 1,000円券 1枚 ※平日、休日の区分については旅行事業者用取扱マニュアルのカレンダーをご覧ください。
39	しまねっこクーポン	しまねっこクーポンが利用できる施設はどこですか？	「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまね旅キャンペーンのサイトをご覧ください。
40	しまねっこクーポン	クーポンの入手方法・配布方法を教えてください。	【宿泊を伴う旅行商品】 宿泊施設においてクーポンを配布しますので、配布にあたっては宿泊施設と必ず調整してください。クーポンの配布の際は、宿泊施設に枚数等を通知してください。 【日帰り旅行商品】 「しまねっこクーポン送付希望用紙」により、各旅行事業者様宛に事前にお送りします。催行日までにクーポン券をお送りするため、おはやめにしまね旅キャンペーン事務局にご提出ください。（遅くとも催行日の1週間前まで） 配布場所は各旅行事業者が定め、旅行者に配布してください。 なお、日帰り旅行商品のクーポン配布は島根県内事業者のみです。
41	しまねっこクーポン	余ったクーポン券はどうしたらいいですか？	配布されなかった残りのクーポン券はキャンペーン終了後に回収しますので、しまね旅キャンペーン事務局にお送りください。
42	しまねっこクーポン	同一グループ内で補助の対象外となる方へクーポンの譲渡は可能ですか？また、クーポンを使用した場合はどうなりますか？	グループ内で対象外の方へのクーポンの譲渡はできません。 譲渡されたクーポンは回収する必要があります。 また、譲渡したクーポンを使用した場合は、使用したクーポンの金額分を旅行事業者の責務でお客様に返金していただく必要があります。
43	しまねっこクーポン	しまねっこクーポンを誤って配布してしまった場合の対応について教えてください。	補助の対象ではない旅行に配布してしまった、配布金額を誤ってしまった場合は、旅行事業者の責務で旅行者から必ず返還を受けてください。 旅行者が返還すべきクーポンをすでに使用した等、旅行者による不適切な使用、不正使用の場合は、旅行者がその責任を負うこととなり、利用分を配布先に返金することとなります。 また、誤配布・不正使用が発生した際には、しまね旅キャンペーン事務局までご連絡ください。
44	しまねっこクーポン	有効期限について教えてください。	【宿泊を伴う旅行商品】 宿泊施設にて記入された期間となります。 有効期限は、チェックアウト日までとなります。 【日帰り旅行商品】 旅行事業者にて記入された期間となります。 有効期限は、旅行日当日となります。 ※有効期間の記入のないクーポンは利用できません。配布時に記載されているか必ずご確認ください。 ※記載された期日が修正された場合、旅行会社の修正印がない場合は無効となります。
45	しまねっこクーポン	クーポンの保管方法と、紛失・盗難にあった場合のケースについて教えてください。	クーポンは金券です。安全な場所に大切に保管ください。 受領後の紛失・盗難等の場合には、旅行会社の責任となります。 当該事案が発生した場合には、速やかに事務局までご報告ください。 ※キャンペーン期間中に、事務局からクーポンの回収をすることはありません。
46	しまねっこクーポン	汚損・誤記入したクーポンはどうしたらいいのでしょうか？	クーポンは金券です。汚損・誤記入したクーポンは、 <u>無効処理</u> します。 (誤記入の場合、旅行事業者の印鑑による訂正印も可) 実績報告と一緒に、事務局まで送付してください。